

第2回未来戦略創出会議
令和4年5月23日
4－2－1

令和4年第2回豊島区議会定例会提出予定案件

1 令和3年度豊島区一般会計繰越明許費の報告について

(1) 合 計（翌年度繰越額）

4, 8 0 8, 9 1 6, 0 0 0 円

(2) 内 訳

総 務 費＝ 9, 2 8 0, 0 0 0 円

区 民 費＝ 1 8, 1 1 1, 0 0 0 円

文化商工費＝ 1 2, 2 0 0, 0 0 0 円

福 祉 費＝ 1, 9 2 5, 2 3 6, 0 0 0 円

衛 生 費＝ 2 0 0, 1 0 0, 0 0 0 円

子ども家庭費＝ 4 0 0, 7 1 9, 0 0 0 円

都市整備費＝ 1, 3 3 4, 6 3 5, 0 0 0 円

教 育 費＝ 9 0 8, 6 3 5, 0 0 0 円

2 豊島区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容＝ふぐ加工製品取扱届出制度に係る手数料を削除する。

(2) 改正理由＝東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）の一部改正に伴い、手数料について所要の改正を行うため。

(3) 施行期日＝公布の日

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事委員会の意見聴取案件)
- (1) 改正内容＝1日あたりの児童相談所業務従事手当の支給上限額を490円から950円に改める。
 - (2) 改正理由＝東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第12号）の一部改正を踏まえ、児童相談所業務従事手当の支給上限額を改めるため。
 - (3) 施行期日＝公布の日
- 4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事委員会の意見聴取案件)
- (1) 改正内容＝1日あたりの教員特殊業務手当（非常災害時等の緊急業務に従事した場合）の支給上限額を6,400円から16,000円に改める。
 - (2) 改正理由＝特別区統一交渉に基づき、教員特殊業務手当の支給上限額を改めるため。
 - (3) 施行期日＝公布の日
- 5 豊島区立区民集会室条例の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝①南長崎第四区民集会室の休館日並びに居室構成及び使用料を改める。
②池袋第二区民集会室及び要町第一区民集会室の居室構成及び使用料を改める。
 - (2) 改正理由＝区民集会室が併設する施設の改築に伴い、区民集会室の休館日並びに居室構成及び使用料について所要の改正を行うため。
 - (3) 施行期日＝①公布の日
②規則で定める日

- 6 豊島区地域区民ひろば条例の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝区民ひろば椎名町の位置を改める。
 - (2) 改正理由＝区民ひろば椎名町の移転に伴い、所要の改正を行うため。
 - (3) 施行期日＝令和４年９月１日
- 7 豊島区印鑑条例の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝電子情報処理システムを使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合に、印鑑登録証の提示を要しないこと及び郵送により交付することを定める。
 - (2) 改正理由＝電子申請による印鑑登録証明書の交付サービスを開始することに伴い、所要の改正を行うため。
 - (3) 施行期日＝令和４年９月１日
- 8 豊島区特別区税条例等の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝①所得割の課税標準の見直し
②給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の見直し
③公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務及び記載事項の見直し
④住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長
⑤その他規定の整備
 - (2) 改正理由＝地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため。
 - (3) 施行期日＝①令和６年１月１日
②③④令和５年１月１日
⑤公布の日

9 豊島区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝墓地等の経営主体となる宗教法人の事務所の定義を改める。
- (2) 改正理由＝宗教法人法（昭和26年法律第126号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。
- (3) 施行期日＝令和4年9月1日

10 豊島区立区民住宅条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝①区民住宅の利用申請者に関する資格である同居親族に係る要件を拡大する。
②区民住宅の利用権の承継が受けられる者の範囲を拡大する。
③号ずれを改める。
- (2) 改正理由＝①③特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため。
② 改正内容①を受け、利用権の承継が受けられる者の範囲を、区営住宅及び福祉住宅と同様にするため。
- (3) 施行期日＝公布の日

1 1 豊島区立公園条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝①公園の敷地面積に対する建築面積の割合(建ぺい率) の上限を2 %から5 %に引き上げる。
 - ②中池袋公園の開園時間を定める。
 - ③中池袋公園の便所の利用時間を規則で定めることができるようにする。
- (2) 改正理由＝①今後、公園施設の整備に際して柔軟に対応することを可能とし、より快適な公園づくりを行うため。
 - ②夜間の迷惑行為防止等のため。
 - ③公園全体の開園時間とは別に便所の利用時間を定めることができるようにするため。
- (3) 施行期日＝①②公布の日
 - ③ 規則で定める日

1 2 豊島区立昭和歴史文化記念館条例（仮称）

- (1) 制定内容＝豊島区立昭和歴史文化記念館の設置及び管理について必要な事項を定める。
- (2) 制定理由＝貴重な歴史的建造物である「味楽百貨店」を新たな文化施設「豊島区立昭和歴史文化記念館」として整備し、マンガ・アニメによるまちづくりの発展と昭和の歴史・文化を継承するため。
- (3) 施行期日＝公布の日

1 3 豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝池袋第一小学校の位置を改める。
- (2) 改正理由＝池袋第一小学校の移転に伴い、所要の改正を行うため。
- (3) 施行期日＝令和4年9月1日

1 4 豊島区立子どもスキップ条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝子どもスキップ池袋第一の位置を改める。
- (2) 改正理由＝子どもスキップ池袋第一の移転に伴い、所要の改正を行うため。
- (3) 施行期日＝令和4年9月1日

1 5 西部生活福祉課複合施設改築に伴う初度調弁（第1次）
カウンターテーブル他の買入れについて

- (1) 買入れの目的＝西部生活福祉課複合施設改築に伴う初度調弁（第1次）
- (2) 買入れの方法＝希望型指名競争入札
- (3) 種類及び数量＝カウンターテーブルその他
131品目の什器・家具等 905件
- (4) 買入れ価格＝44,880,000円
- (5) 買入れの相手方＝東京都豊島区東池袋一丁目39番1号
株式会社丸正商店
代表取締役 内田 勇二郎

1 6 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築に伴う初度調弁（第4次）金庫他の買入れについて

（1） 買入れの目的＝長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築に伴う初度調弁（第4次）

（2） 買入れの方法＝希望型指名競争入札

（3） 種類及び数量＝金庫その他

370品目の什器・家具等 1, 382件

（4） 買入れ価格＝59, 950, 000円

（5） 買入れの相手方＝東京都豊島区東池袋一丁目39番1号
株式会社丸正商店

代表取締役 内田 勇二郎

1 7 池袋第一小学校改築工事請負契約の一部の変更について

（1） 内 容＝令和2年7月15日に議決された池袋第一小学校改築工事請負契約の一部の変更

（2） 変更点＝契約金額「3, 534, 278, 440円」

↓

「3, 583, 217, 440円」

（3） 理 由＝工事請負契約約款第24条第6項（インフレスライド条項）により契約金額を改めるため。

1 8 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事請負契約の一部の変更について

（1） 内 容＝令和2年3月17日に議決された長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事請負契約の一部の変更

（2） 変更点＝契約金額「1, 639, 000, 000円」

↓

「1, 657, 590, 000円」

（3） 理 由＝工事請負契約約款第24条第6項（インフレスライド条項）により契約金額を改めるため。

1 9 令和 4 年度豊島区一般会計補正予算（第 3 号）

2 0 令和 4 年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

2 1 人事認定議案 ※追加上程予定